

税金裁判の動向

資本剰余金の減少を伴う剰余金の
配当におけるみなし配当の計算規定

【今月のポイント】

立命館大学法学部教授 | 安井 栄二

法人が他の法人から資本剰余金を原資とする剰余金の配当を受けた場合、法人税法24条1項4号の「資本の払戻し（剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）…）」に該当し、みなし配当の計算をすることになります。

それでは、資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当を同時に受けた場合、その全額がみなし配当の計算の対象となるのでしょうか。今回は、この点が争われた事案をご紹介します。

資本の払戻しに係るみなし配当の計算

まず、資本の払戻しに係るみなし配当の計算方法について確認しましょう。

法人の株主等である内国法人が当該法人の法人税法24条1項4号にいう資本の払戻しにより金銭の交付を受けた場合において、その金銭の額が当該法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった当該法人の「株式又は出資に対応する部分の金額」を超えるときは、その超える部分の金額がみなし配当となります（法24①）。そして、上記の「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算方法は、法人税法施行令23条1項4号に規定されており、その内容を計算式で示すと以下のようになります。

$$\begin{aligned} & \text{①株式又は出資に対応する部分の金額} \\ & = \text{②払戻し等の直前の} \\ & \quad \text{払戻等対応資本金額等} \\ & \times \frac{\text{③内国法人が当該直前に有していた} \\ & \quad \text{払戻法人の当該払戻し等に係る株式の数}}{\text{④払戻法人の当該払戻し} \\ & \quad \text{等に係る株式の総数}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{②払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等} \\ & = \text{⑤当該直前の資本金等の額} \\ & \times \frac{\text{⑥減少した資本剰余金の額}}{\text{⑦簿価純資産価額}} \end{aligned}$$

そして上記計算式のうち、⑥>⑦の場合、⑥=⑦とされ（同号口かっこ書き）、②=⑤となります。この場合において、資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする配当が同一日に行われたときに、これを全体として1個の配当行為として同号を適用すると、②は⑥を超えて算出され、利益剰余金を原資とする配当の一部が資本の払戻しとなってしまいます。そうすると、本来的に益金不算入となるべき金額の一部が益金不算入にならない事態が生じてしまいます。

以下、この点が問題となった事案をみていきましょう。

事実の概要

X社（原告・被控訴人）は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結事業年度（以下「本件連結事業年度」といいます。）において、外国子会社であるA社から資本剰

参考

東京高裁令和元年5月29日判決(平成29年(行コ)第388号法人税更正処分取消請求控訴事件/タイムズZ888-2243)
東京地裁平成29年12月6日判決(平成27年(行ウ)第514号法人税更正処分取消請求事件/タイムズZ267-13095)
法23①、24①
法令23①
会社法446一、461
会社計算規則149